

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月9日
【会社名】	株式会社有沢製作所
【英訳名】	Arisawa Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有沢 悠太
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県上越市南本町1丁目5番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社有沢製作所東京支店 (東京都台東区柳橋2丁目12番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月29日に提出いたしました第69期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社の平成30年3月期第2四半期の決算業務にあたり、持分法適用会社の留保利益に対する繰延税金負債等について検証作業をしていたところ、平成21年7月に国内会社の持分法適用会社株式の一部売却により、同社の留保利益のうち将来の配当により追加納付が発生すると見込まれる税金額を投資会社の繰延税金負債として計上する連結決算手続上の誤りが判明いたしました。

これに伴い過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第2四半期から平成30年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出しました。

この事実は、当社において、連結財務諸表の作成過程における連結決算手続の検証体制が不十分であるなどの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は適正に訂正しております。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を検討し、内部統制を整備・運用いたしてまいります。